

# みなかみ町地域防災計画 平成30年度改訂の概要

## 1 計画見直しの経緯

みなかみ町では、平成27年2月に大規模広域災害に対する即応力の強化や平成26年2月の大雪対応を踏まえた修正を行いました。その後、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、平成28年4月の熊本地震をはじめとする各種災害が発生し、新たな防災対策の課題が出てきました。これらの災害教訓を踏まえ、水防法等関係法令の改正、上位計画である国の防災基本計画や群馬県地域防災計画、各種ガイドラインの見直し等が行われました。

そのため、みなかみ町の防災・減災対策及び災害対応の基本となる「みなかみ町地域防災計画」を見直すこととしました。

## 2 主な見直し事項

### (1) 災害対策本部体制の見直し

#### ① 職員配備計画の強化

風水害時の配備体制に「災害警戒」を追加し、災害の発生が想定される場合は、早期から警戒し情報収集等を行う体制としました。

#### ② 災害警戒本部の強化

災害警戒本部長の職務代理について明確にしました。

#### ③ 災害対策本部の強化

災害対策本部の代替施設を「みなかみ町保健福祉センター」から「みなかみ町月夜野農村環境改善センター」に変更しました。また、災害対策本部会議の副本部長及び本部員について、現組織に合わせた修正を行いました。

#### ④ 災害対策本部組織、事務分掌の見直し

町の組織変更に伴い、災害対策本部組織を見直すとともに、事務分掌を見直しました。また、計画全体の担当部署について見直しました。

#### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第3部 第3章 第1節 災害時の配備体制と動員
- ・ // : // 第2節 災害警戒本部の設置
- ・ // : // 第3節 災害対策本部の設置
- ・地震災害対策編 : 第3部 第2章 第2節 災害警戒本部の設置
- ・ // : // 第3節 災害対策本部の設置

### (2) 応援・受援体制の見直し

#### ① 応援・受援体制の強化

熊本地震等の教訓から、国や県のガイドラインに基づき、応援・受援体制について明確化しました。災害対策本部の総括班に受援担当を置き、町における応援の受入れに関する総合調整等を行うものとし、また、各部の筆頭グループに受援に関する担当窓口を設置して総括班と調

整を行う体制としました。

## ② 平時からの相互応援体制の構築

平時から関係機関と「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めることを明記しました。

### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第2部 災害予防対策計画（冒頭部分）
- ・ // ：第3部 第3章 第4節 広域応援の要請等
- ・地震災害対策編：第2部 災害予防対策計画（冒頭部分）

## （3）指定避難所、指定緊急避難場所等の見直し

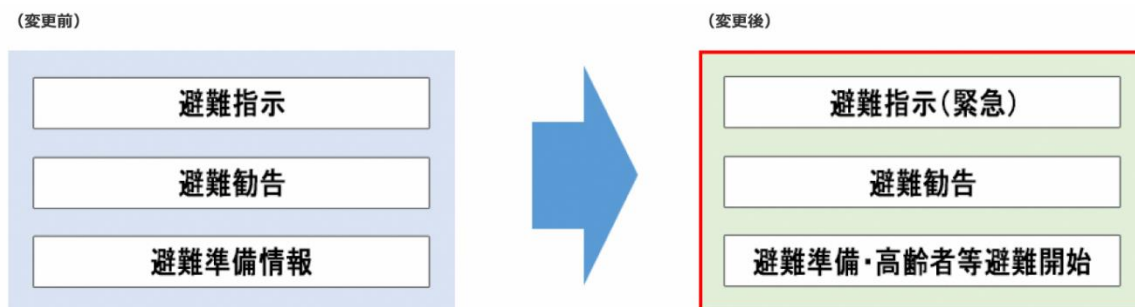
水防法の改正に伴い、利根川に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域に見直されました。そのため、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全性を確認するとともに、さらに土砂災害警戒区域、施設の耐震性などの安全性を確認したうえで指定避難所、指定緊急避難場所の見直しを行いました。

### 【主な反映箇所】

- ・資料編：7-1 指定緊急避難場所一覧表
- ・ // ：7-2 指定避難所一覧表
- ・ // ：7-3 福祉避難所一覧表

## （4）避難情報の名称変更

平成28年台風10号による水害を教訓として、避難情報の名称が次のとおり変更となったため計画に反映しました。



出典：内閣府ホームページ

### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第3部 第1章 第2節 避難誘導

## （5）要配慮者対策の強化

### ① 要配慮者対応の充実

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に位置している要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務付けられたため、計画に反映しました。

## ② 危険区域内に位置する要配慮者施設の見直し

浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者施設について見直しました。

### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第2部 第2章 第1節 避難誘導體制の整備
- ・ // : // 第3章 第3節 町民の防災活動の環境整備
- ・資料編：7-4 要配慮者利用施設

## (6) 観光客対応の強化

観光は町の主要産業であるため、災害時には外国人を含む観光客による帰宅困難者が多く発生することが予想されます。災害時において観光客と接しているのは観光事業者であることから、町は観光客の円滑な避難誘導及び情報提供、帰宅支援等を行うため、観光事業者との連携体制を整備し対応していくことを明記しました。また、観光産業の早期復興に向けた対策について記載しました。

### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第2部 第2章 第1節 避難誘導體制の整備
- ・ // : 第3部 第3章 第3節 観光客への対応計画（新設）

## (7) 地域防災力の強化

### ① 地区防災計画の作成支援

災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画の作成について、町は、必要に応じて地域への作成支援を行うとともに、地区防災計画の作成を通じて地域防災力の向上を図っていくことを追記しました。

### ② 住民による事前対策の強化

住民による事前対策として、食糧及び飲料水の家庭内備蓄について1週間分を推奨するとともに、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等について追記しました。また、緊急地震速報を見聞きした場合における、情報の入手場所に応じた自分の身を守る行動について、県計画に追加しました。

### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第2部 第3章 第3節 町民の防災活動の環境整備
- ・地震災害対策編 : 第2部 第3章 第2節 防災思想の普及
- ・ // : 第2部 第3章 第3節 町民の防災活動の環境整備

## (8) 罹災証明書の発行体制の強化

平常時から罹災証明書の発行体制を整備しておくとともに、災害時には迅速に体制を確立し、被害認定調査、被災者台帳の作成、罹災証明書の交付を行うことを追記しました。

### 【主な反映箇所】

- ・風水害・雪害対策編：第2部 第5章 第4節 罹災証明書の発行体制の整備
- ・風水害・雪害対策編：第4部 第1章 第1節 罹災証明の発行